

平成30年度ケアマネジメント推進部会
ワーキンググループについて (案)

研修プログラム改定への対応検討をするための「相談支援従事者研修内容検討ワーキンググループ(仮称)」の設置

1. 目的

国において相談支援従事者研修の大幅なプログラム改定が予定されており、大阪府として相談支援専門員が習熟してほしい必要な専門的知識は何なのか、また、市町村や他専門機関実施の研修との役割分担や研修情報の提供の仕組みなどを検討する必要がある。

また、現在、大阪府では3つの指定研修事業者を指定して実施しており、指定研修事業者との運営方法、定員設定等について密な連携が重要。

そのため、これまで国研修参加メンバーを中心に構成してきた研修内容検討チーム会議をワーキングとして位置づけ、大阪版新研修プログラムを作成する。

2. ワーキングでの検討内容

- ①国研修で示されたポイント整理
- ②大阪における相談支援の課題の洗い出し
- ③新プログラムでの実施内容・方法検討(初任者研修・現任研修・専門コース別研修)
- ④大阪版研修プログラム素案作成、国に素案確認
- ⑤新プログラムでの研修実施に向けた準備
- ⑥大阪版新研修プログラム確定

3. ワーキングメンバー案(最上段者:ワーキンググループ長)

	氏名(敬称略)	所属
1	羽室 剛	社会福祉法人ふれあい共生会 地域活動支援センターもくれん (大阪府相談支援アドバイザー)
2	見学 つむぎ	社会福祉法人和光福祉会 相談室わらいと (大阪府相談支援アドバイザー)
3	高田 雅章	社会福祉法人つばき会 障がい者相談支援事業所あん (大阪府相談支援アドバイザー)
4	児玉 祐子	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センターレピラ基幹相談支援センター
5	舟木 奈緒美	医療法人清風会 茨木病院 医療福祉相談室
6	武井 大和	特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット 堺区障害者基幹相談支援センター
7	野川 哲也	社会福祉法人わらしべ会 障害者相談支援センターわらしべ
8	谷本 千幸	大阪府社会福祉事業団 (研修事業者)

ケアマネジメント推進部会運営要綱（案）

平成〇年〇月〇日部会長決定

（趣旨）

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、ケアマネジメント推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（職務）

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

（組織）

第三条 部会（ワーキンググループを除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は15人以内とする。

2 部会委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第四条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ワーキンググループ）

第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担当する。

ワーキンググループ	担任する事務
障がい者支援計画ワーキンググループ	本部会の職務のうち、障がい者分野に関すること
障がい児支援計画ワーキンググループ	本部会の職務のうち、障がい児分野に関すること
相談支援従事者研修内容検討ワーキンググループ	本部会の職務のうち、相談支援従事者研修の内容検討に関すること

- 3 ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。
- 4 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員等がこれに当たる。
- 5 ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。
- 6 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。

(守秘義務)

第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。